(3) 特別一般包括役務取引許可に基づき返送に係る技術 の提供を行う際は、当該提供に先立ち、当該技術の提 供が返送に係る技術の提供であることを証する書類 を作成すること。

- (4) 次に掲げる場合は、当該技術の提供に先立ち、利用する者から提出書類通達様式2の誓約書を取得すること。
 - ① 外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、 貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム (輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物で あって、貨物等省令第1条十四号に該当するもの (移設検知装置を搭載したものに限る。)の使用に 係るプログラム(ソースコードが提供されるもの を除く。)のうち、当該貨物と同時に提供するもの に限る。)のうち、「り地域」に提供する場合
 - ② 外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第八号に該当するプログラム(輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条九号の二に該当するものの使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。)のうち、「へ地域(ち地域を除く。)」を提供地とする場合
- (5) 前項で取得した誓約書に基づき、利用する者から再 提供(当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合 に限る。)に係る事前同意に係る手続きを求められた ときには速やかに経済産業省に事前同意に係る手続

出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条九号の二に該当するものの使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。)のうち、「へ地域(ち地域を除く。)」を提供地とする場合

3) 返送に係る技術の提供を行うにあたっては、返送のための技術であること(用途)、提供元と同一の者に返送すること(利用する者)及び返送に係る技術の提供の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。

包括許可取扱要領 II の 4 (2) ②イからニのうち当該返送が該当する規定、当該返送に係る技術の提供の経緯、提供される技術の概要 (提供される技術が外為令別表の 1 の項に該当しないことの確認を含む。)、本邦における当該技術の取扱の状況及び提供元を記載事項として盛り込むこと。また、当該返送に係る技術の提供が II の 4 (2) ②口に該当する場合は修理依頼書 (クレームノート) 又は修理承諾書 (クレーム承諾書)、II の 4 (2) ②ハに該当する場合は取引の相手方又は利用する者が作成する当該技術の返送を求める書類、II の 4 (2) ②ニに該当する場合は当該技術が無償で本邦に提供され及び外国に提供されることを証する書類を参考資料として入手し、(4)の対象書類としてあわせて保存すること。

誓約書の記載については、提出書類通達別記1(カ)及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。

- ① 貨物等の説明(同様式2第2節(a))の欄及び契約番号 /契約のサイン日(同様式2第2節(c))の欄は輸出者 と包括的な契約等があれば、その契約書等に記載されて いる貨物等及び契約番号を記載すること。該当する契約 等がない場合には、貨物等の説明(同様式2第2節(a)) の欄に、予定するまたは想定される貨物等の内容を記載 し、契約番号/契約のサイン日(同様式2第2節(c)) は空欄で構わない。
- ② 輸出する貨物等の数量・重量((同様式2第2節(b)) は空欄で構わない。
- ③ 貨物等の用途((同様式2第3節(a)) は、(同様式2第2節(a)) に記載した貨物等の用途を記載すること。 手続きについては、提出書類通達Ⅲの1に規定する手続きによるものとする。

きを行い、経済産業省の指示に従うこと。

- (6) 特別一般包括役務取引許可に係る取引 であって、 外為令別表の16の項の中欄に掲げる特定の技術であ って、輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物の設 計、製造又は使用に係る技術の提供について、1月か ら6月までの実績を7月末日までに、また7月から12 月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に 報告すること。 また、当該実績報告書に記載する内 容に関する書類を入手し、技術の提供の状況につい て、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告 すること。
- (7)特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行 った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、技術の提 供時から少なくとも、外為令別表の2から4までの項 の中欄に掲げる特定の技術の提供の場合は7年間、外 為令別表の5から16までの項の中欄に掲げる特定の 技術の提供の場合は5年間、返送に係る技術の提供 の場合は7年間保存すること。
- (8) 特別一般包括役務取引許可の有効期間内において、 毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自 己管理チェックリストに直近の取組状況を記載した ものを経済産業大臣に提出すること。

- (9)包括許可取扱要領Ⅱの4(2)①に該当する特別一般 報告するときは様式第15によるものとする。 包括役務取引に係る技術の提供のうち、輸出令別表第 3に掲げる地域以外の外国において輸出令別表第1 の2から15の項までのいずれかに該当する貨物を製 造するために用いられる外為令別表の2から14の項 までのいずれかに該当する設計又は製造に係る技術 の提供の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌 年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。
- (10) 次に掲げる技術の提供について、(10)の届出を行っ た者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、 また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに 経済産業大臣に報告すること。また、技術の提供の状 況について、経済産業省から求めがあった場合は速や かに報告すること。
 - ① 外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、貨

報告するときは様式第17の3により行うものとする。

- 1)輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸 出管理内部規程の届出等について(平成17・02・23貿局 第6号輸出注意事項17第9号)の様式3に定めるものと する。
- 2) 直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの 各項目に定める期間とする。
- 3) 初めて包括許可を申請した者であって、その申請が 5月1日から7月31日までに行われたものであるとき は、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取 組状況を記載したものを同年に限り重ねて提出するこ とを必要としない。
- 4) 2以上の包括許可を保有する者にあっては、保有する 包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。

1)報告するときは様式第18により行うものとする。